



公開日：2021年6月21日

旧アール・ディエンジニアリング最終処分場周辺環境影響調査の結果について（令和2年度第4回）

2021年6月21日

栗東市小野地先の旧アール・ディエンジニアリング最終処分場（以下「旧処分場」という。）について、令和3年1月29日から2月4日までに実施しました旧処分場跡地の周辺環境影響調査（地下水等調査）の分析結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

1.調査日

- 令和3年1月29日
- 令和3年2月4日（経堂池）

2.調査実施者

- 滋賀県 琵琶湖環境部 最終処分場特別対策室

3.調査地点

表1のとおり（位置については調査地点図を参照）



調査地点図 (PDF:951 KB)

(表1) 調査地点

⑧ 広報

各種広報の取組

広報誌滋賀プラスワン
インターネットTVし
が

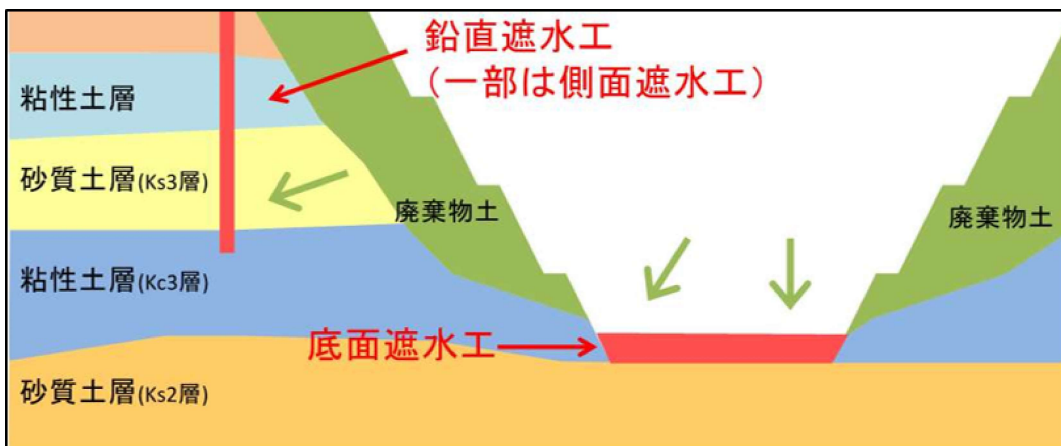
ホームページ・SNS・
メールマガジンの運営
県政eしんぶん

バナー広告



種 類		地点（井戸）番号
場内浸透水		揚水ピット
Ks3層 ^(※1) 地下水	上流 ^(※2)	H24-8(2)
	周辺	H26-S2(2)、H24-2(2)、H24-4(2)、 C-7、C-8、C-9
	下流	K-1（Ks2層とKs3層が [※] 一体）
Ks2層 ^(※1) 地下水	上流 ^(※2)	H24-7、H24-6(2)
	周辺	H26-S2、No. 1、No. 3-1、H24-2、H24-4
	下流	K-1（Ks2層とKs3層が [※] 一体）
	地下水等確認調査 ^(※3)	No. 1-1、No. 4-2、市No. 3
経 堂 池		池中心部（水深約1.00m）

(※1) 地下水帯水層と遮水工事の位置関係



- 【Ks3層地下水】 廃棄物土層の側面に接していたことにより、廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、二次対策工事で鉛直遮水工または側面遮水工により遮水しました。
- 【Ks2層地下水】 廃棄物土層の底面において粘性土層が欠損していた箇所から廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、二次対策工事で底面遮水工により遮水しました。

(※2) 上流は、ボーリング調査および電気伝導率(EC)の分析結果から、浸透水の影響はないと考えています。

(※3) 過去の調査において有害物質が環境基準を超過していた周辺地下水井戸について、経過を確認していましたが、平成25年度以降、有害物質は検出されていません。そのため、引き続き調査を継続しますが、今回で確認調査としての位置付けを終了します。

4.調査項目

- 揚水ピット、C-7、C-8、C-9、H24-8(2)、市No.3および経堂池以外:BOD等の一般項目5項目、有害物質等19項目－（*）
- 揚水ピット:（*）に加え、アンモニア性窒素、硝酸性及び亜硝酸性窒素

- C-7、C-8: (*)に加え、全窒素、全りん
- C-9: (*)に加え、全窒素、全りん（ダイオキシン類を除く）
- H24-8(2):pHおよびEC
- 市No.3:pH、SS、ECおよび総水銀
- 経堂池:BOD等の一般項目14項目および有害物質等8項目

5.調査結果

資料（分析結果）のとおり



資料（分析結果） (PDF:136 KB)

各調査地点における安定型最終処分場の浸透水の基準(※4)および地下水の環境基準(※5)（以下「環境基準等」という。）の超過の状況は表2のとおりであり、その他の項目は環境基準等を超過していませんでした。

(※4) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）

(※5) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）」および「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）」

(表2) 環境基準等の超過の状況

地点の種類	全地点数	調査地点名	超過の状況		
			ひ素	ほう素	
場内浸透水	1	揚水ピット	0	0	
Ks3層地下水	上流	1	H24-8(2)	0	0
	周辺	6	H26-S2(2)		●
			H24-2(2)		
			H24-4(2)	0	1
			C-7		
			C-8		
C-9					
Ks2層地下水	上流	2	H24-7	●	1
	周辺	5	H26-S2	●	
			No.1		
			No.3-1	●	2
			H24-2		
H24-4					
Ks2+Ks3層最下流地下水	1	K-1	0	0	
地下水等確認調査	3	No.1-1			
No.4-2		0	0		
市No.3					

- ● : 環境基準等超過
- 数字は環境基準等超過地点数

表2の環境基準等を超過した地点での濃度の推移については次のとおりでした。

1) ひ素について: 「H24-7」、「H26-S2」および「No.3-1」は、これまでの検出範囲内にあり、大きな変動はありませんでした。

2) ほう素について: 「H26-S2(2)」は、これまでの検出範囲内にあり、大きな変動はありませんでした。

○経堂池調査について

調査項目全てについて、環境基準および「水稻の生育のために望ましい指標」とされている農業用水基準(※6)以下でした。今後も調査結果を注視していきます。

(※6) 農業用水基準：農林水産省が学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、水稻の生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されています。

お問い合わせ

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

電話番号：077-528-3670

FAX番号：077-528-4849

メールアドレス：df0001@pref.shiga.lg.jp

[ページの先頭へ戻る](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

[>著作権・リンクについて](#) [>サイトマップ](#) [>サイトポリシー](#) [>ウェブアクセシビリティの方針](#)



滋賀県庁 [> 県庁アクセスマップ・フロアマップ](#)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3993（総合案内）[県庁各課室への問い合わせはこちら](#)(受付:8:30～17:15)

開庁時間：月曜日～金曜日8:30～17:15

土曜・休日・年末年始(12月29日～1月3日)は開庁していません。

